

島根県報

平成30年9月7日(金) **号外 第 117 号** (每週火·金曜日発行)

(母週火•金唯日発刊) https://www.pref.shimane.lg.jp/

· -
717
从

【告 示】

道路の区域の変更(2件) 道路の供用開始(2件) (道路維持課) 2

(") 4

告示

島根県告示第611号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

¥114 0		道路	Ø	区	域	なかとフルム		
道路の種 類	路線名	区間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方機関の名称	備	考
	400 Д.	益田市匹見町匹見イ 1222乗9世生から同く	前	メートル 12.50~ 43.60	メートル 882.20	益田県土整備 事務所	道路改良工事	
一般国道	488号	1333番 2 地先から同イ 1358番 1 地先まで	後	12.52~ 188.94	882. 20		拡幅	
県 道	木次直江停	雲南市木次町里方10007 番1地先から同1370番	前	5.70~ 29.80	227. 00	雲南県土整備	道路改良工事	
				後	5.70~ 26.20	227. 00	事務所	減幅

島根県告示第612号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

学版の				道	路	Ø	区	域	体ャナッルナ												
道路の 種 類	路	路 線	線名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長	管轄する地方 機関の名称	備	考
II	· 大東東出雲		雲	松江市八雲町熊野845番		前	メート/1 9.80~ 35.10	メートル	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅											
県 道	線		7 地先から同841番7地 先まで	後	9.80~ 35.10	124. 00															
"	" 草野横田線	安来市広瀬町東比田 第田線 2538番 5 地先から同番	前	4.70~ 9.50	172. 00		道路改良工事														
"	平判1	早野傾山線 2538番 5 地元から同番 7 地先まで 後		10. 20~ 18. 80	172. 00	木事業所	拡幅														

島根県告示第613号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
県 道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1844番9地先から同1842番10地先まで	メートル 48.80	平成30年 9月7日	雲南県土整備 事務所仁多土		
11	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木1667番4地先から同1653番10地先まで	280. 00	平成30年 9月7日	木事業所		

島根県告示第614号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長		管轄する地方 機関の名称	
県 道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野845番7地先から同 841番7地先まで	メートル	平成30年 9月7日	松江県土整備 事務所	